

## 平成30年度「若年技能者人材育成支援等事業」事業計画（案）

「ものづくりマイスター」制度のPRを図り、更なる新職種マイスター並びにITマスターの開拓・認定を行うと共に、当該マイスター等が技能競技大会の競技課題等を活用しながら、広く若年技能者への実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行います。

教育関係者、学生生徒に対する「ものづくりマイスター」による「ものづくりの魅力」の発信並びに「ITマスター」による「ITの魅力」の発信をより拡充させて実施するなど広域的な活用を行います。

また、地域における技能振興として、技能五輪全国大会の予選会の開催、参加選手の支援を行うほか、「熟練技能士」の方々による実技指導を拡充し、派遣や講習会の実施等により若年技能者・学生生徒の技能のレベルアップと「ものづくり」への興味と関心を深めます。加えて、ものづくりふれあいフェアの開催等、技能士を活用した「ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝える事業」を行うなど、地域関係者の創意工夫による技能尊重気運の醸成を図ります。

なお、本事業の実施に当たっては、効果的に事業を進める観点から、地方公共団体、経済団体等地域関係者による連携会議において、推進計画（実施計画）を策定の上、地域関係者との連携・協力の下に事業展開を図るものとします。

### 1. 地域における技能振興事業

#### (1) 技能五輪全国大会の予選の実施等

##### ア 技能五輪全国大会の予選の実施

以下により予選大会を実施します。

①中央職業能力開発協会準備課題による予選を実施する職種（電気溶接、電工、西洋料理など）、各都道府県職業能力開発協会が独自の選考基準にて推薦する職種（精密機器組立て、メカトロニクス、美容、理容、洋菓子製造、自動車工、造園、和裁、日本料理、ITネットワークシステム管理など）のうち、当県から大会参加が見込める理容職種、電工職種については、技能検定とは別に予選大会として競技を行います。

|  | <table border="1" data-bbox="679 264 1414 477"> <thead> <tr> <th data-bbox="679 264 849 320">職 種</th> <th data-bbox="849 264 1158 320">日 程</th> <th data-bbox="1158 264 1414 320">人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="679 320 849 421">理容</td> <td data-bbox="849 320 1158 421">平成30年6月～<br/>7月予定</td> <td data-bbox="1158 320 1414 421">5～10名程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 421 849 477">電工</td> <td data-bbox="849 421 1158 477">平成31年1月予定</td> <td data-bbox="1158 421 1414 477">1～2名程度</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="632 533 1449 667">②技能検定2級の課題を活用して選手を選抜する職種においては、技能五輪地方予選として、技能検定と同時に開催します。</p> <p data-bbox="632 734 1449 869">③多くの企業、関係機関・団体に対して、予選大会の参加に向けた働きかけを行うなど、参加者の増加等、予選大会の活性化、技能尊重の気運の醸成等を図ります。</p> | 職 種     | 日 程 | 人 数 | 理容 | 平成30年6月～<br>7月予定 | 5～10名程度 | 電工 | 平成31年1月予定 | 1～2名程度 |
|--|--|---------|-----|-----|----|------------------|---------|----|-----------|--------|
| 職 種  | 日 程  | 人 数     |     |     |    |                  |         |    |           |        |
| 理容   | 平成30年6月～<br>7月予定   | 5～10名程度 |     |     |    |                  |         |    |           |        |
| 電工   | 平成31年1月予定  | 1～2名程度  |     |     |    |                  |         |    |           |        |
| <p data-bbox="292 920 574 1122"><b>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</b></p> | <p data-bbox="603 920 1449 1122">若年者ものづくり技能競技大会、技能五輪全国大会の参加選手の旅費に加えて、選手の指導員の旅費、工具等の運搬費なども援助をし、中小企業・訓練校・高校生等の大会参加を促進します。</p>  |         |     |     |    |                  |         |    |           |        |
| <p data-bbox="233 1167 1118 1211"><b>(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組</b></p>  |  |         |     |     |    |                  |         |    |           |        |
|  | <p data-bbox="603 1211 1437 1290"><b>①-1 ものづくりマイスター、ITマスター及びそれ以外の熟練技能者の活用</b></p> <p data-bbox="603 1301 807 1339"><b>(ア) イベント</b></p> <p data-bbox="635 1350 951 1388"><b>大規模イベントの実施</b></p> <p data-bbox="632 1400 1449 1646">幼年期、若年期において「ものづくり」に対する興味を持たせ、楽しさを伝えること、技能の重要性・必要性の理解を促進することを目的とし、技能士会、関係行政機関等とも連携し、新聞記事や広告、報道発表等により広く周知した上で、下記のイベントを開催します。</p> <p data-bbox="651 1713 1086 1751"><b>(1) ものづくりふれあいフェア</b></p> <p data-bbox="632 1762 1449 1964">ものづくりマイスター、技能士、技能競技大会の成績優秀者等の熟練技能者実演や現代の名工や秋田の名工・技能士が講師となった、ものづくり体験、職業の説明・内容説明等を内容とした「ものづくりふれあいフェア」を開催します。</p>  |         |     |     |    |                  |         |    |           |        |

昨年以上の規模で、県北、県南、中央地区の地域で開催し、地域の小学校への周知、動員計画により児童を集め、ものづくりの魅力を発信します。1会場にもものづくりコーナー13～15職種設置、来場者数1,500名以上、体験者数900名を予定。全県を網羅する形で、年内に4回実施します。

本年度は、そのうちの1回を情報技術関連職種を加えた実施とします。

### **(イ) ものづくりマイスター、ITマスター以外の熟練技能者の派遣**

#### **(1) 熟練技能者等の派遣による若年技能者等に対する実技指導の実施**

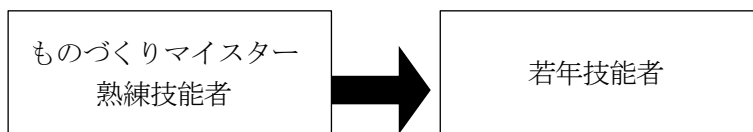
ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種の若年技能者等を対象に熟練技能者を派遣し、ものづくりマイスターに準じた実技指導を行い後継者の育成を図り、「技能の継承」

#### **(2) 若年技能者等の技能向上等に資するための講習会の実施**

##### **(ア) 技能の継承講習会**

若年技能者等を対象に、ものづくりマイスター等が講師となり、技能の暗黙知を形式知化したDVD、冊子（中央技能振興センターが作成）を教材として活用した「技能の継承講習会」を開催し、技能の伝承の促進を図ります。

##### **【イメージ】**



## 学校単位の製作実演等のイベント

### (3) ミニものづくりフェアへの派遣

ものづくりマイスター職種以外について熟練技能者等（卓越技能者や県の優良技能者等）を小中学校、高校、訓練施設等で行われる「ミニものづくりフェア」（技能教室）、「プロフェッショナル授業」等に派遣し、製作実演や製作指導を行うなどにより、技能、ものづくりへの理解の促進、啓発等を図ります。

### (4) 技能教室

ものづくりマイスター以外の職種についても、マイスター職種と同様に実施することで相乗効果により広い見地から技能の重要性を学校関係者に理解を深めてもらいます。

なお、本年度は、フラワー装飾、日本料理、理容を行うこととします。

#### ① 技能競技大会展の実施

ブロックごとのイベントに際しては、幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組みます。

#### ② 技能展の実施

ブロックごとのイベントに際しては、幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組みます。

#### ③ 技能伝承に取り組む企業の好事例発表及び意見交換

技能伝承の好事例を各企業に普及させるため先進企業の好事例を発表及び意見交換を行います。

#### ④ 「地方発！いいもの」応援事業の実施

地方、地域でおこなわれているものづくり産業振興、技能者育成等に資する特色ある取り組みや制度を選定する「地方発！いいもの」の応募書類の受付及び委員会への提出等を行います。

|  |   |
|--|---|
| <p>(1) <b>ものづくりマイスター並びにITマスターの開拓</b></p> | <p>ニーズの高い職種のものづくりマイスターの増員と新職種のものづくりマイスター並びにITマスターの開拓を行います。</p> <p>対象業種の企業等に対して、文書、メール、電話、訪問等により、ものづくりマイスター制度の周知等を行い、訓練ニーズの高い職種のものづくりマイスターの拡充とこれまで該当者のいなかった職種のものづくりマイスターの開拓を強力に推進します。特に、比較的長期間の指導が行えるものづくりマイスターの確保が必要であることから、企業等に対する熟練技能者の退職時の広報、非常勤の熟練技能者等への広報の依頼、ものづくりマイスターの要件を満たしている者が多いと考えられる高度熟練技能者及び「全技連マイスター」への広報等を重点的に行います。更に教育者、指導者、講師の方も加味して行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>H30年度マイスター等認定者目標数：10人以上</p> </div> |
| <p>(2) <b>ものづくりマイスター等への説明</b></p>        | <p>ものづくりマイスター並びにITマスター認定時にもものづくりマイスター制度及び指導時の留意点等について説明会を行います。説明会の開催は、適宜に行います。</p>  |
| <p>(3) <b>申請書類の取りまとめ</b></p>             | <p>マイスター並びにITマスター候補者に対し、制度説明や申請事務支援を行い、「ものづくりマイスター」等の申請事務を円滑に行い、より多くの方々を登録していきます。</p>   |
| <p>(4) <b>ものづくりマイスター等に対する研修</b></p>      | <p>認定されたものづくりマイスター等の指導技法の習得・向上のため、経験豊かなものづくりマイスター等が講師となり、認定されたものづくりマイスター等を対象に講習を行います。</p> <p>第1回目は、第2四半期に開催し、その後、一定数、ものづくりマイスター等が認定され次第開催します。（※なお、ものづくりマイスターへの講習は、中央技能振興センターにおいて作成・提供されるカリキュラム及び指導技法に関する教材等を活用するとともに、中央技能振興センターにおいて開催された「当該講習の講師を養成するための研修会」を受講したものづくりマイスター等が務めます。）</p>   |

### 3. ものづくりマイスター等の活用に係る業務

#### (1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助

①技能競技大会（技能五輪国際大会、技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会等）の競技課題に基づく訓練指導②技能検定試験問題（技能競技大会の予選課題でもあり競技課題と類似）に基づく訓練指導③競技課題、技能検定試験の一部の技能を対象にした、短期間の訓練指導のニーズを把握すると共に、相談援助を行います。

#### ア ものづくりマイスター制度等の広報等による指導ニーズの把握

HP、ポスター、パンフレット、リーフレット、業界誌等へのものづくりマイスター制度等の紹介などの広報を行い、本事業に関心のある企業等からの照会等が行われることにより、相談援助、指導のニーズ等を把握します。

#### イ 技能競技大会を活用した人材育成に関心のある企業等への相談援助

技能競技大会を活用した人材育成に関心のある企業等に対して、当職業能力開発協会の職員等が、競技課題を活用した人材育成の取組マニュアル、好事例集について説明するとともに、ものづくりマイスター等が企業、教育訓練機関が訓練計画を作成するに際し、アドバイス等の援助を行います。

#### (1) ものづくりマイスター制度等の広報等による指導ニーズの把握

HP、パンフレット、リーフレット、業界誌等へのものづくりマイスター制度等の紹介などの広報を行い、本事業に関心のある企業等からの照会等が行われることにより、相談援助、指導のニーズ等を把握します。

|  |   |
|--|---|
|  | <p><b>(2) 技能競技大会を活用した人材育成に関心のある企業等への相談援助</b></p> <p>技能競技大会を活用した人材育成に関心のある企業等に対して、当職業能力開発協会の職員等が、競技課題を活用した人材育成の取組マニュアル、好事例集について説明するとともに、ものづくりマイスター等が企業、教育訓練機関が訓練計画を作成するに際し、アドバイス等の援助を行います。</p>   |
| <p><b>(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施</b></p> |   |
|  | <p>実技指導は、最適のものづくりマイスター等を選定し、①技能競技大会の競技課題又は技能検定試験問題を基にした比較的中長期間の実技指導、②競技課題、技能検定試験の一部の技能に関係した短期間の訓練指導を行います。</p> <p>当秋田県においては、中小企業、教育訓練機関からの訓練指導のニーズが高いと思われる建築大工、機械加工、電気溶接、構造物鉄工、電子機器組立て等を重点的に指導を行います。</p> <p>なお、訓練の評価については、大会への参加、大会と同一条件で課題に取り組む、採点し、大会当時の成績（得点分布）等と比較する方法がありますが同一課題に取り組む者が多い場合には、グループにて大会と同一条件で課題に取り組む「評価の場」を設けます。</p> <p>また、ものづくりマイスター等の指導後には、指導内容、技能レベルの向上の度合い等の成果、今後の課題等を記録するとともに、当該内容を受講生に対して、効果的に伝え、訓練の促進を図ることとします。</p> <p><b>ア 技能競技大会の競技課題、技能検定試験問題を基にした段階的実技指導</b></p> <p>中小企業及び教育訓練機関においては、競技大会を活用した人材育成に取り組む意欲はあっても、当該企業等の指導者が十分な技能、ノウハウ等を有していない場合などがあります。</p> |

当該中小企業等の人材育成、訓練計画等に対して必要に応じて相談・援助を行うとともに、「競技大会を活用した人材育成のモデル企業」（取組後、人材育成の成果等を好事例として紹介）として位置けることが可能である場合には、当該企業等の若年者に対して、最適のものづくりマイスターを選定し、当該ものづくりマイスター等が、目標到達に向けて、段階的にスキルアップを図れるカリキュラムによる実技指導を行います。また、当該成果については、取りまとめ、今後の指導等において活用します。受講者の技能レベルを把握するとともに、必要な訓練をある程度の期間中長期に渡って、「理論」の理解、「基礎」技能の習得から目標到達までの体系的な実技指導を行います。

(指導対象)

①地域のモデルとして、中長期間に渡って体系的に指導する中小企業

週1日程度、1日3時間、5か月間（20日、60時間程度）の指導を1～2社の中小企業（1社1～2人を想定）行います。（20日～40日）

②年間を通じた指導をする工業高校

週1日程度、1日3時間、2～2.5か月間程度に渡って（10日、30時間程度）段階的な指導を6～8校（1校8～10人を想定）に対して前後期の2回行います。（120～140日）なお、指導においては、生徒の訓練内容、その成果を取りまとめ、就職の促進に繋がるよう留意します。

#### **イ 競技課題、技能検定試験の一部の技能に関係した短期実技指導**

特定の技能の向上等を目的に、ものづくりマイスター等が、技能競技大会の競技課題及び技能検定試験を構成する技能（例えば旋盤職種でのテーパー削りなど）に係る実技指導を行います。



|                             |  |    |                |    |                      |     |      |
|-----------------------------|--|----|----------------|----|----------------------|-----|------|
|                             | <p>(短期間の指導はニーズに応じて早期に開始します。)</p> <p>(指導対象)</p> <p>①中小企業<br/>     特定の技能に関する短期間(2日～3日、1日3時間)の指導を、2社(1社2～3人を想定)に対して行います。(2社の場合には4～6日)</p> <p>②工業高校<br/>     特定の技能に関する短期間(1日～2日、1日3時間)の指導を、数回に分けて7校(1校8～10人を想定)に対して行います。(7校2日ずつの場合には14日～28日)</p> <p>③その他<br/>     大学の工学系学科の実習時の講師として、ものづくりマイスターが学生(4～5人を想定)に対して、必要に応じて短期間(1日～2日、1日3時間)の実技指導を行います。<br/>     また、大企業についても、技能競技大会への新規参加、技能競技大会の参加職種の拡大などにおいて、ものづくりマイスターによる実技指導が求められる場合には、有料にて、実技指導を行います。</p> |    |                |    |                      |     |      |
|                             | <p>ものづくりマイスター等活動数</p> <table border="0"> <tr> <td>企業</td> <td>49人日(40人日+9人日)</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>1270人日(1120人日+150人日)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10人日</td> </tr> </table>  | 企業 | 49人日(40人日+9人日) | 高校 | 1270人日(1120人日+150人日) | その他 | 10人日 |
| 企業                          | 49人日(40人日+9人日)   |    |                |    |                      |     |      |
| 高校                          | 1270人日(1120人日+150人日)   |    |                |    |                      |     |      |
| その他                         | 10人日   |    |                |    |                      |     |      |
| <p>(3) 「目指せマイスター」プロジェクト</p> |  |    |                |    |                      |     |      |
| <p>ア 「ものづくりの魅力」発信</p>       | <p>①学校の授業等へのものづくりマイスターの講師派遣(体験型授業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「技能士の魅力を伝える小中学生向け授業」</li> </ul> <p>「技能士の魅力を伝える小中学生向け授業要領(中央技能振興センター作成)」に基づき、市町村教育委員会等とも連携し、個々の小中学校へ働きかけを行うとともに、も</p>  |    |                |    |                      |     |      |

のづくりマイスター、技能士等を派遣し、教材及びマニュアル（中央技能振興センター作成）により、技能の魅力、技能を習得するための訓練、技能者の社会での役割などについて授業を行います。

#### ・「製作実演並びにものづくり体験教室」

体験型授業により作り上げる喜び、ものづくりの楽しみを体験してもらい興味をもってもらいます。

また、ものづくりマイスター、現代の名工（卓越技能者）、秋田の名工（県優良技能者）や一級技能士が講師を務めることにより、技能に携わる者がたくさんいる中で数少ない超一流の技能者が存在することを知ってもらいます。

また、技能の尊重につながるよう学校関係者に対してもこの機会を通じて技能の重要性についての理解を深めてもらいます。

なお、本年度は、建築大工、建具、塗装、畳、板金、和裁、ガラス製作、配管、シーリングなどを中心に実施することにします。

#### ②ものづくり現場・訓練施設等見学会（ものづくりマイスターによる講義・実演）

ものづくり現場の見学や訓練施設などを見学するツアーを企画し、小中学生においては、ものづくりへの興味を自覚めさせることを目的に、高校生においては仕事としてのものづくりに対する関心を育むことを目的に開催します。なお、地域のモデルとして、特定の小中学校については、上記ア.①の技能の魅力、役割等を伝える授業とともに、ものづくり現場の見学ツアーにも参加し、より技能等に関する知見を深めるようにします。

#### ③学校の教師を対象とした「ものづくりの魅力」講座等の開催

小中学校・普通高校の教師に対し、技能に対する理解、ものづくり産業の必要性・重要性について認識を深めてもらう事を目的に実施します。

|   |   |               |  |            |       |     |      |           |      |  |
|---|---|---------------|--|------------|-------|-----|------|-----------|------|--|
|   | <p><b>④学生生徒の保護者を対象とした「ものづくりの魅力」講座等の開催</b></p> <p>進路については、親の認識がどうあるかが学生の進路に少なからず左右することから、講座を開催し、技能振興気運の醸成を図ると共に技能に対しての理解と「ものづくりの重要性・必要性」「ものづくりの魅力」の認識を深めてもらい、ものづくり産業への就職を視野に入れてもらう。</p>  |               |  |            |       |     |      |           |      |  |
| <p><b>イ 「ITの魅力」の発信</b></p>                | <p>平成29年度の「ITマスター」認定制度の新規発足に伴い、情報技術分野の職種について若年技能者への実技指導並びに児童・生徒の情報技術に関する興味を喚起するとともに情報技術を使いこなす職業能力の付与を目的とした「ITの魅力」の発信を行うこととします。</p>  |               |  |            |       |     |      |           |      |  |
| <p><b>ウ 若者に対するものづくりの魅力発信</b></p>          | <p>ニートの若者等に対する就労支援に取り組んでいるサポステからの要請があった場合は、実地の検討を行いものづくりマイスターの派遣によるものづくり体験等を行う。</p>   |               |  |            |       |     |      |           |      |  |
| <p><b>エ ものづくりマイスターの働く現場での職場体験実習</b></p>   | <p>小中学校等の生徒等が、職業教育の一環として技能、技能者の役割等への理解を深めるとともに、訪問される側の技能士も自らの技能に誇りを持ち士気を高めることを目的に、ものづくりマイスター所属事業所の協力を得て、当該職場の体験学習を実施します。</p>  |               |  |            |       |     |      |           |      |  |
|   | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="381 1494 917 1570">ものづくりマイスター活動数</td> <td data-bbox="917 1494 1340 1570"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="381 1570 917 1615">    ものづくり体験教室等</td> <td data-bbox="917 1570 1340 1615">175人日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="381 1615 917 1659">    その他</td> <td data-bbox="917 1615 1340 1659">75人日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="381 1659 917 1704">ITマスター活動数</td> <td data-bbox="917 1659 1340 1704">30人日</td> </tr> </table> | ものづくりマイスター活動数 |  | ものづくり体験教室等 | 175人日 | その他 | 75人日 | ITマスター活動数 | 30人日 |  |
| ものづくりマイスター活動数                             |   |               |  |            |       |     |      |           |      |  |
| ものづくり体験教室等                                | 175人日   |               |  |            |       |     |      |           |      |  |
| その他                                       | 75人日  |               |  |            |       |     |      |           |      |  |
| ITマスター活動数                                 | 30人日  |               |  |            |       |     |      |           |      |  |
| <p><b>4. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営</b></p> |   |               |  |            |       |     |      |           |      |  |
| <p><b>(1) 連携会議の設置</b></p>                 | <p>地方公共団体、経営者団体、労働組合組織等の関係者による連携会議を設置、開催し、本秋田県の産業特性、就業構造等を踏まえた、本事業の推進計画、進捗状況の管理などを行います。</p>   |               |  |            |       |     |      |           |      |  |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
|                             | <p>① 連携会議の構成</p> <p>①秋田労働局 ②秋田県産業労働部雇用労働政策課 ③秋田県教育庁高校教育課 ④秋田県教育庁義務教育課 ⑤秋田県中小企業団体中央会 ⑥秋田県商工会議所連合会 ⑦秋田県商工会連合会 ⑧秋田県高等学校教育研究会工業部会 ⑨独立行政法人 高齢・障害・救済者雇用支援機構秋田支部 秋田職業能力開発促進センター ⑩秋田職業能力開発短期大学校 ⑪秋田県技能士会連合会 ⑫秋田建築労働組合 ⑬秋田県建設技能組合連合会 ⑭秋田県技能振興コーナーの機関・団体から推薦される役員または同等クラスの者及び実務担当者。役員または同等クラスの者及び実務担当者。</p> |
| <p><b>(2) 連携会議の開催回数</b></p> | <p>1 回目は、第 1 四半期に当該年度の推進計画の説明等、事業の進捗状況の報告、第 2 回目は、1 2 月上旬～中旬に、本年度の実施状況を踏まえた翌年度の事業の総括、あり方の審議などを行います。</p>   |

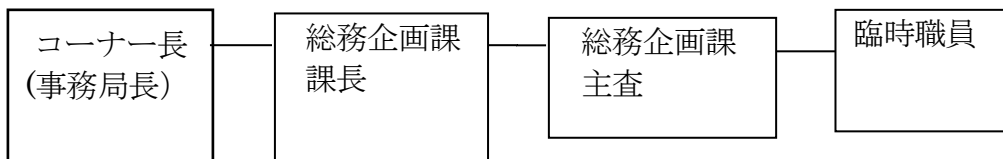
## 5. 実施体制

(1) 地域に対するサービス  
提供方法

秋田県職業能力開発協会内にコーナーを設置

(2) 事務所の体制  
〈事業実施体制〉

秋田県技能振興コーナー

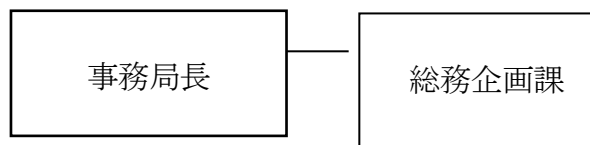


〈事業サポート体制〉

秋田県職業能力開発協会

サポート総括

総務・会計・出納



○目標

| 1. 成果目標  |           |
|--|-----------|
| (1) ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度                | 90%以上     |
| (2) ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした訓練生の割合                | 90%以上     |
| (3) ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を使用した学校の満足度                        | 90%以上     |
| (4) ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合 | 90%以上     |
| (5) 地域における技能振興事業の参加者の満足度                                   | 90%以上     |
| 2. 活動目標  |           |
| (1) ものづくりマイスターの認定者数  | 10人以上     |
| (2) ものづくりマイスターの活動数   | 1,600人日以上 |